

○ 登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）（附則第十八条関係）

改正案			現行		
別表第一 課税範囲、課税標準及び税率の表（第二条、第五条、第九 条、第十条、第十三条、第十五条―第十九条、第二十三条、第二十 四条関係）					
登記、登録、特許、免許、許可、 認可、認定、指定又は技能証明の 事項	課税標準	税	率	二十五 証券会社、外国証券会社、 外国証券業者、証券仲介業 者又は投資信託委託業者の登録、 許可又は認可	二十五 証券会社、外国証券会社又は投資信託委託業者の登録 又は認可
	(略)	(略)	(略)		
	(一)・(二) (略) (三) 外国証券業者の外国証券業 者に関する法律第十三条の二 第一項（取引所取引の許可） の規定による許可 (四) 証券仲介業者の証券取引法 第六十六条の二（証券仲介業	許可件数 一件につき十五 万円	登録件数 一件につき九万 円		

(略)	<p>(一) 証券取引法第八十条第一項 (免許) の規定による有価証券市場の開設の免許 (同法第二条第十五項 (定義) に規定する証券会員制法人に係るものを除く。)</p> <p>(二) (略)</p> <p>(三) 証券取引法第五十五条第一項 (認可) の規定による外国市場取引の認可</p> <p>(四) (略)</p> <p>(五) (略)</p> <p>(六) 金融先物取引法第五十五条の二第一項 (認可) の規定による外国市場取引の認可</p>	(略)	(略)	二十五の二 有価証券市場若しくは金融先物市場の開設の免許、組織変更の認可又は外国市場取引の認可	(五) (略)	(略)	(略)
	認可件数	(略)	(略)		(略)		
	万円	(略)	(略)		(略)		
(略)	<p>(一) 証券取引法第八十条第一項 (免許) の規定による有価証券市場の開設の免許 (同法第二条第十三項 (定義) に規定する証券会員制法人に係るものを除く。)</p> <p>(二) (略)</p> <p>(三) (新設)</p> <p>(四) (略)</p> <p>(五) (新設)</p>	(略)	(略)	二十五の二 有価証券市場又は金融先物市場の開設の免許又は組織変更の認可	(三) (略)	(略)	(略)
	(新設)	(略)	(略)		(略)		
	(新設)	(略)	(略)		(略)		